

議案第 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

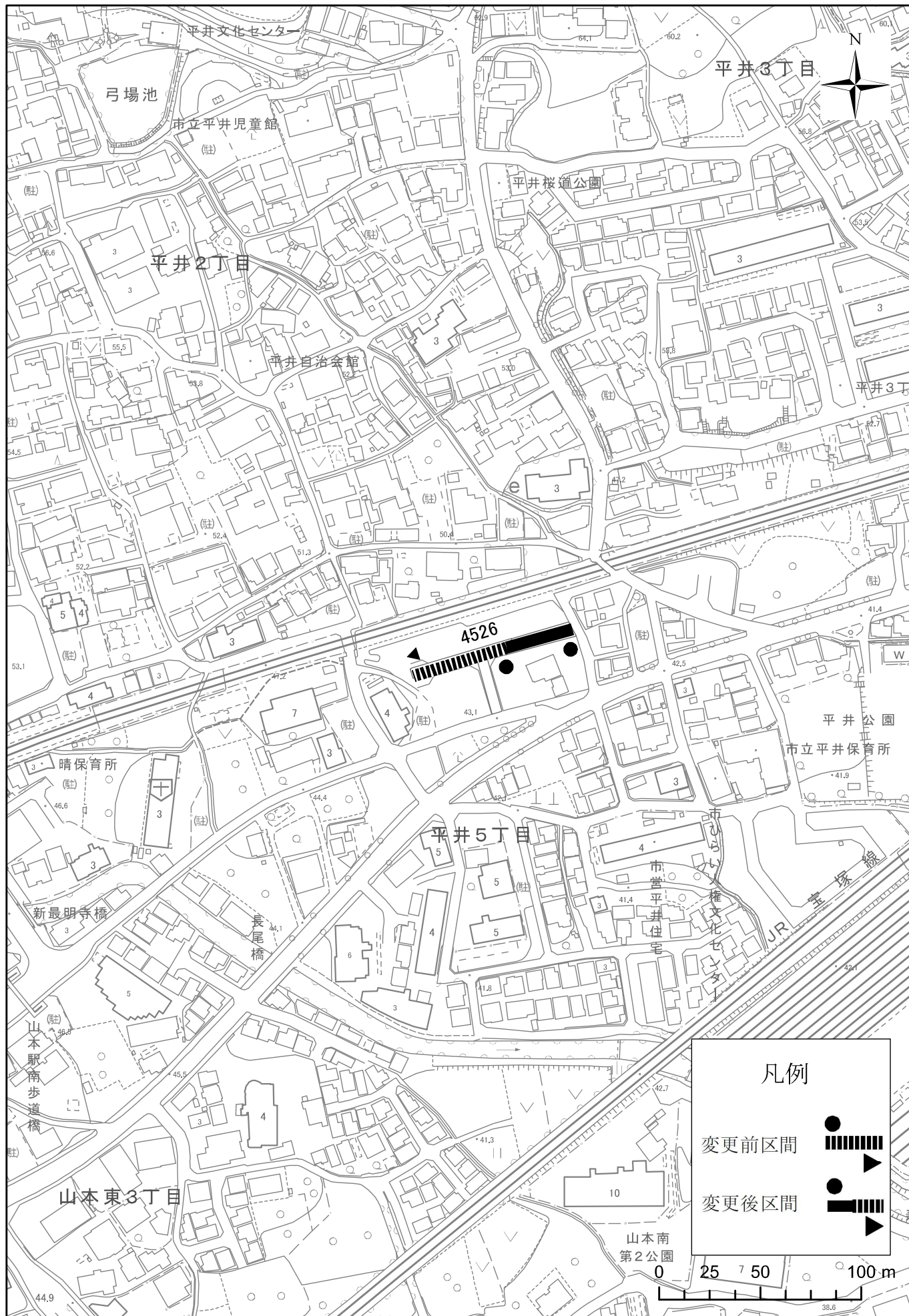
令和3年（2021年）月日提出

宝塚市長 山崎晴恵

認定変更議案

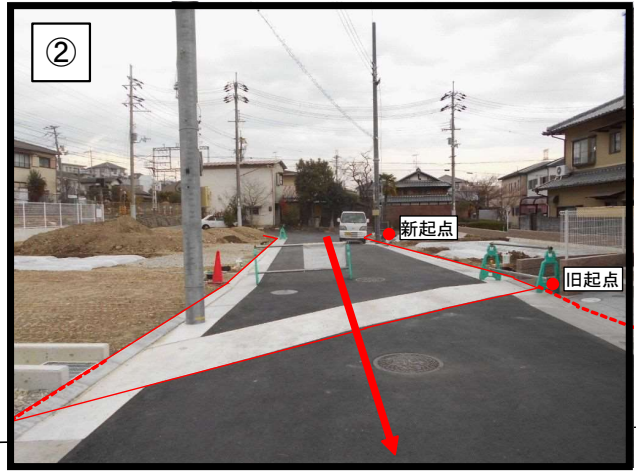
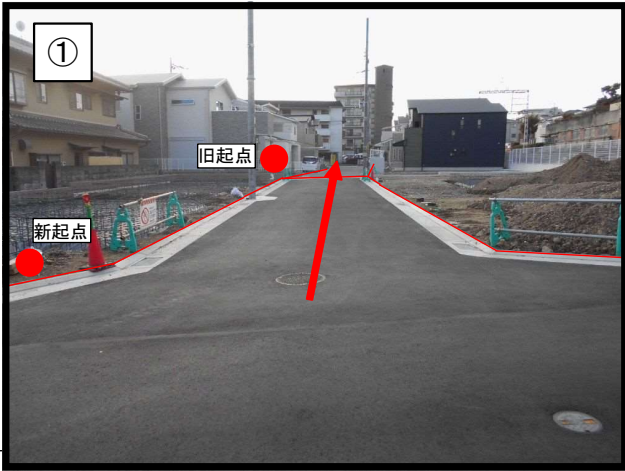
整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経路地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4526	4526号線	変更前	起点	平井5丁目18番12		m	最大 12.30
			終点	平井5丁目18番3		48.30	最小 6.00
		変更後	起点	平井5丁目21番7		m	最大 12.30
			終点	平井5丁目18番3		81.70	最小 6.00

議案第 号
市道路線の認定変更について
認定路線図

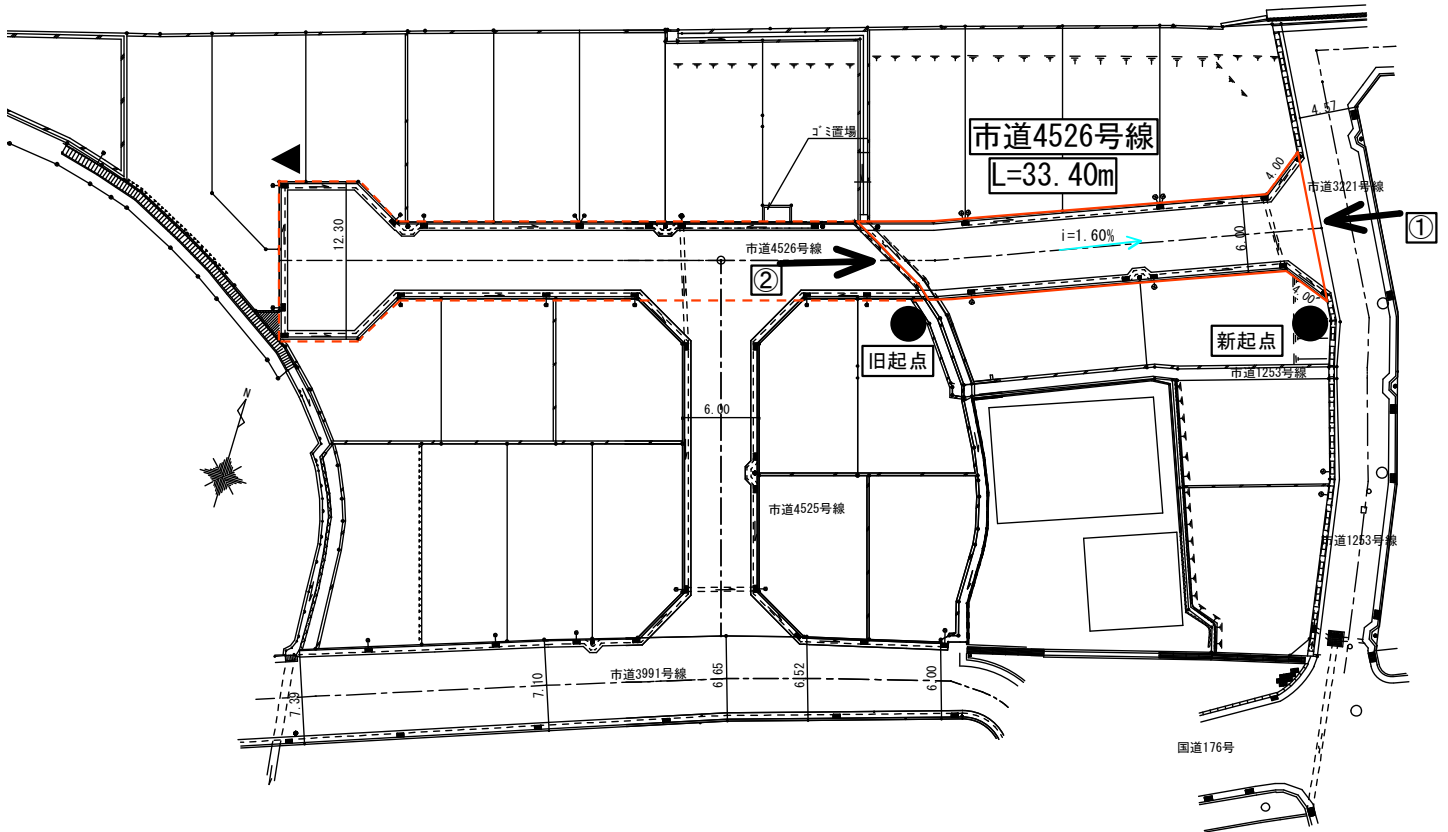


市道路線の認定変更について
市道路線の平面図・写真

都市経営会議資料
都市安全部 道路管理課



阪急電鉄 宇塚線



凡例

- 起点
- ◀ 終点

変更前延長	L=48.30m
変更後延長	L=81.70m
今回追加延長	L=33.40m

議案第 号 市道路線の認定変更について

資料1 提出議案一覧表

議案 番号	路線 番号	起終点地番		延長(m)		設備		備考	
		土地の表示		幅 員	最大	舗装			
		帰属者(起業者)及び寄付者の住所			最小	側溝			
		帰属者(起業者)及び寄付者							
4526	4526	変更前		48.30	アスファルト	都市計画法39条の管理引継ぎ及び同法第40条 第2項による土地の帰属			
		平井5丁目18番12 ~ 平井5丁目18番3							
		平井5丁目18番13		最大	12.30			あり	
		宝塚市売布2丁目3番16号		最小	6.00			あり	
		株式会社タカラコスモス							
		変更後		81.70	アスファルト				
		平井5丁目21番7 ~ 平井5丁目18番3							
					最大			12.30	あり
			最小	6.00	あり				

議案第 号

市道路線の認定変更について

道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。